



# 保育所等利用申請のご案内

## 第1部

### ～利用調整～

川崎市中原区役所  
児童家庭課

イラスト：中原区子育てイメージキャラクター「ミミ&ケロ」



# はじめに

この動画は、保育所等利用申請の中で、特に問合せの多い項目を解説したものです。

## 第1部 利用調整

## 第2部 申請手続き・申請書類



申請にあたっては、必ず「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」をご覧ください。制度を理解の上、ご申請ください。



# 保育所等について 保育の必要性の認定

- 保育所等の利用にあたっては、保育の必要性の認定を受ける必要があります。  
【教育・保育給付認定決定通知書の交付(※)】  
※教育・保育給付認定決定通知書は、保育所等への入所を保証するものではありません。
- 保育の必要性の認定を受けるためには、保護者全員が保育を必要とする事由に該当する必要があります。

## 【主な事由】



就 労  
(月64時間以上)



妊 娠・  
出 産



求職活動・  
起業準備

親族等の  
介護・看護



卒業後就労を  
目的とした  
通 学



保護者の  
病気・負傷  
又は心身障害



など

# 利用調整とは

- 保育所等においては、クラス年齢ごとに定員が決まっています。
- 受入れ可能な人数を超えた入所申請があった場合には、利用調整を行います。
- 利用調整では、各世帯の保育の必要性の度合を点数化し、その順位の高いお子さんから入所内定とします。
- 点数化する項目は利用調整基準で決められており、それ以外の要素は一切加味することはできません。
- 在園児が進級する場合には利用調整は行われません。保育の必要性が継続しているならば引き続き在園できます。



# 利用調整のプロセス

保育を必要とする度合の点数化は以下のような手順で行います。

ランク

- ✓ 利用調整基準に基づき世帯のランク付けを行い、よりランクの高い世帯のお子さんから内定とします。

調整指数

- ✓ 同ランクで競合した場合、世帯ごとに算定した指数のより高い世帯のお子さんから内定とします。

調整項目

- ✓ 同ランクと同指数で競合した場合、世帯ごとに算定した項目点のより高い世帯のお子さんから内定とします。



# 利用調整のランク等①

## ランク

ランク付けは、世帯ごとに各保護者をA～Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとします。

保護者の状況	細目	ランク
居宅外労働 (自営を除く)	月実働140時間以上就労	A
	月実働120時間以上140時間未満就労	B
	月実働100時間以上120時間未満就労	C
	月実働80時間以上100時間未満就労	D
	月実働64時間以上80時間未満就労	E
	就労先確定	F
求職活動等	求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H

←父(月140時間)

←母(月130時間)



⇒世帯のランク 「B」

# 利用調整のランク等②

## 調整指数

項目	細目	指数
就労実績	利用希望日時点で1年以上の就労実績がある場合	2
	利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者がなく、認可外保育施設等に預けている場合、又は、転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設もしくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合（就労状況等と連動した利用の場合）	2
同居の親族等の状況	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
産休明け又は育休明け	産休明け、育休明け予定者（4月1日入所については、1次選考の申込期限意向から4月中の復帰者を含む。）	2

←父・母



←母

⇒調整指数  $2+2+2=$ 「6」



# 利用調整のランク等③

## 調整項目

項目	項目点
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望時点でも同様の状況が見込まれる世帯（育児休業期間は除く）	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望時点でその期間が1年以上になる世帯（育児休業期間は除く）	1～5
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯	1
既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯	1
就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯	1

⇒ランク等 0歳の場合 「B-6-1」

1歳の場合 「B-6-2」





## 利用調整のランク等④

- どんなに調整指数が高くても、よりランクの高い世帯の方が優先されます。（例：[A3]>[B6]）
- ランク・調整指数・調整項目点が同じになった場合、

①「養育している子どもが3人以上の世帯」

②「所得状況のより低い世帯」

の順に内定となります。



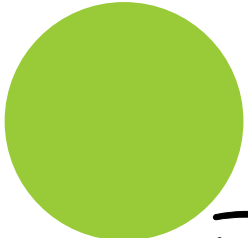
# 内定について

- 保育所・クラス年齢ごとに、希望順位に関係なく当該保育所を希望する方を対象に利用調整が行われます。
  - ※ 第1希望の方が優先されることはありません。
- 複数の保育所で入所が可能となった場合、最上位の希望保育所で内定になります。
- なお、保育所の内定を辞退した場合は、申請自体が取下げとなりますのでご注意ください。

※ 再度、他の保育所等の利用を希望する場合は、改めて申請が必要となり、翌月からの利用調整の対象となります。

※ 4月1日入所の一次利用調整で内定を辞退された方は、二次利用調整での選考はされません。





## ご覧いただき、ありがとうございました。

- 申請にあたっては、必ず利用案内をご覧いただき、制度を理解の上、ご申請ください。
- ご質問等につきましては、中原区役所児童家庭課で対応しているほか、令和5年度4月入所申請にあたっては、利用案内に記載のコールセンターでお答えしておりますので、ご利用ください。

保育所等入所案内コールセンター 電話 044-200-0567

期間 10月3日（月）～11月18日（金） \*土日、祝日を除く

時間 12時～19時

